

富山県木材業者登録規約

平成 10 年 10 月 1 日
令和 5 年 4 月 1 日改正
富山県木材組合連合会

(目的)

第1条 この規約は、木材業者の登録を行うために必要な事項について定め、木材業者の能力および動態を明確にして、木材の公正かつ、円滑な取引を促進し、もって木材業者の社会的、経済的地位の向上と木材組合連合会事業の発展を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規約において、「木材」とは、薪炭及びきのこ生産原木を除く素材(一般用材、杭丸太、パルプ及びチップ用材)及び製材品並びに集成材、単板、合板、パネル、プレカット等の特殊用材をいう。

2 木材業者とは、前項に規定する木材の生産販売を業とする者をいい、細部については、別に定める規程によるものとする。

(登録)

第3条 この規約の定めるところにより、登録を受けることができる者は、前条 2 項において規定する者とする。
前項の登録の有効期間は2年とし、有効期間が満了し引き続き業を営む者は、登録の更新をしなければならない。

(登録の申請)

第4条 登録(更新の登録を含む。以下同じ)を受けようとする者は、次の各号の事項を記載した登録申請書を富山県木材組合連合会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名)
- (2) 営業所の名称及び所在地
- (3) 業種及び業態の内容

- (4) 設備の概要
- (5) その他会長が必要と認める事項

(登録の実施等)

第5条 会長は前条の規定による登録の申請があつたとき、該当申請者が木材業者等として登録することが適当と思われる場合は、木材業者等登録名簿(以下「登録簿」という。)に登録するものとする。

- 2 会長は、前項の登録をしたときは、木材業者等登録証を本人に交付するものとする。
- 3 登録証を亡失し、又はき損したときは、再交付を受けることができる。

(登録料・手数料ならびに木材PR事業活動費)

第6条 登録を受けようとする者並びに登録証の再交付及び登録証明書の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる登録料及び手数料を納付しなければならない。また、本会の会員(賛助会員含む)以外で登録を受けようとするものは、あわせて木材PR事業活動費を納付しなければならない。

- (1) 木材業者登録料 4,000円
- (2) 登録証の再交付及び登録証明書の交付手数料 1件につき 1,000円
- (3) 木材PR事業活動費(本会の会員以外) 1件につき 26,000円

(登録の変更)

第7条 木材業者等(業者が死亡し又は解散したときは、その相続人又は清算人)は、次の各号の1に該当するに至ったときは、その旨を記載した届出書に所要事項を記入のうえ会長に提出しなければならない。

- (1) 第4条第1号、第2号、第3号に掲げる事項に変更が生じたとき
- (2) 事業を廃止したとき

2 会長は、前項第1号に係る届出があつたときは、登録簿及び登録証の記載事項の変更等必要な措置を行うものとする。

(登録の取り消し)

第8条 会長は、木材業者等が次の各号の1に該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 第4条の規定による登録申請書に虚偽の記載をして、登録を受けたもの
- (2) 前条第1項の届出をしなかった者
- (3) その他不正な方法により、登録を受けた者

2 会長は、次の各号に掲げる場合は、木材業者等の登録を抹消するものとする。

- (1) 第7条第1項第2号の規定による廃止届の提出があつたとき
- (2) 第8条第1項の規定により、登録の取り消しをしたとき
- (3) 登録の有効期間満了の際、更新登録の申請がなかったとき

(その他)

第9条 この規約実施にかかる細部については別途実施規程により定める。

付 則

1. この規約は平成 10 年 10 月 1 日から施行する。
2. この規約は令和 5 年 4 月 1 日より一部改正する。